

第2次あいづわかまつ地産地消推進プラン

食べよう会津 活かそう大地の恵



平成25年 2月
会津若松市

目次

| | |
|-----------------------------------|-------------|
| 第1章 はじめに | |
| 1 地産地消とその必要性 |P. 1 |
| 2 食を取り巻く現状と課題 |P. 2 |
| 3 地産地消の役割 |P. 3 |
| 第2章 地産地消についての本市の考え方 |P. 4～ |
| 第3章 計画の構成 |P. 6 |
| 第4章 取り組みの基本方針と重点施策 | |
| 1 ニーズに対応した農産物の生産 |P. 7～ |
| 1-1 農産物等の安全性確保への取り組み | |
| 1-2 生産者、食品関連事業者、消費者の交流推進への取り組み | |
| 1-3 多様なニーズに対応した品質・生産への取り組み | |
| 1-4 ニーズに対応した加工品の生産等への取り組み | |
| 1-5 地産地消協力農業者の拡充への取り組み | |
| 2 地元農産物の安定供給 |P. 8～ |
| 2-1 市場流通を活かした地産地消システム確立への取り組み | |
| 2-2 直売活動推進への取り組み | |
| 2-3 小売店、量販店との連携による地元農産物流通促進への取り組み | |
| 2-4 農産物のブランド化への取り組み | |
| 2-5 地産地消協力店拡充への取り組み | |
| 3 地元農産物の消費拡大 |P. 9～ |
| 3-1 地産地消の啓発宣伝活動推進による消費拡大への取り組み | |
| 3-2 集団給食における地元農産物利用拡大への取り組み | |
| 3-3 観光と連携した地元農産物利用促進への取り組み | |
| 3-4 林産物の安全性確認と併せた利用促進に向けた取り組み | |
| 3-5 地産地消サポートクラブ拡充への取り組み | |
| 4 食育の推進 |P. 11～ |
| 4-1 食と農に関する多様な体験への取り組み | |
| 4-2 家庭と学校が連携した食育推進への取り組み | |
| 4-3 日本伝統の食文化を守る豊かな食生活への取り組み | |
| 5 原発事故への対応 |P. 12～ |
| 5-1 放射性物質が検出されない農産物生産への取り組み | |
| 5-2 放射性物質調査による安全な農産物流通への取り組み | |
| 5-3 風評被害対策による農産物の消費拡大への取り組み | |
| 5-4 放射能に関する知識の醸成 | |
| 第5章 数値目標 |P. 14～ |

第1章 はじめに

1 地産地消とその必要性

地産地消とは

「地産地消」とは、地域で生産されたものをその地域で消費することを言います。

地域内で生産された農産物が、地域の中で流通し、消費されることは、生産者と消費者との信頼関係が築かれるなかで、農産物の安全性を知ってもらい、安心感を育むことができるほか、地域経済の活性化や環境負荷の低減、地域の食文化の継承、食育の推進など、様々な効果が期待できます。

地産地消をなぜ進めるのか

会津若松市では平成19年12月に『あいづわかまつ地産地消推進プラン』を5ヵ年計画として策定し、地産地消運動を推進してきました。

生産・安定供給・消費拡大・食育を4つの柱として取り組んできた5年間の中で、地域の皆さんに地産地消という言葉と、その意味を理解していただき、消費者と生産者の交流も図られてきました。

地産地消は、消費者にとっては、身近な場所から新鮮な農産物を購入できるようになり、また、生産者にとっては、地域の消費者ニーズを的確に捉えた効率の良い生産や流通が可能になります。また、学校給食や農業体験をとおした「食育」の推進により、子どもたちが食についての関心を高め、農業や農村の役割を理解するとともに、消費者の農業に対する愛着や安心感が深まることにより、地元農産物の消費が拡大し、生産者の営農意欲を高めます。

このように、地産地消運動は、地域農業の振興において、多面的で幅広い可能性を備えており、行政や消費者、生産者、食品に携わる地域住民の創意工夫を活かしながら、地域が一体となって取り組むことは、魅力ある農業・農村の持続的な発展に大変有効な手段と考えられます。

そのため、今後も会津若松市では、地域に根ざした地産地消の活動を、その時代にあわせて継続していきます。



2 食を取り巻く現状と課題

私たちの食生活の変化

近年、家族形態やライフスタイルの変化の中で、食生活の形も多様化し、食の外部化や孤食、欠食などの食事の形態が多くみられるようになりました。その一方、各地での地産地消など食に関する取り組みにより、食への関心が高まり、スローフードの人気の上昇など簡便な食の中にも栄養バランスや材料の安全性など食を大事にしようとする風潮が高まりをみせており、食に対する姿勢の2極化がみられるようになりました。

また、昭和40年以降と比較し、一人当たりの米の消費量がほぼ半分に減少した一方で、肉類と油脂類が大幅に増加するなど、食事の栄養バランスが大きく変化しています。

日本の食料事情

多様化する食料需要を賄うために、現在、日本は、食料の約6割を海外に依存するなど、主要先進国の中でも最も低い食料自給率となっています。

しかし、世界の食料事情は、人口の増加やバイオ燃料用の需要拡大、地球温暖化による食料生産への影響などにより、将来的に大きく悪化すると懸念されており、様々な農産物を輸入に依存している日本は、何らかの事情で輸入がストップした場合、大きな社会問題になると考えられます。

食に関する様々な問題

BSEや鳥インフルエンザの発生、食品表示の偽装や無登録農薬の使用、残留農薬問題など、食の安全・安心を揺るがす大きな問題が発生し、国においては、食品安全基本法、JAS法、食品衛生法、農薬取締法などの法律を整備し、安全で安心な食の確保に向けた取り組みに努めてきました。

また、肥満や生活習慣病に加えメタボリックシンドロームの増加など、食事バランスの乱れによる健康への影響が問題となり、各地で健康のための食生活の見直しを呼びかける取り組みが行われています。

その中で、平成23年3月の東日本大震災に伴う原子力発電所事故により、放射能に対する食の安全という新しい問題に直面しています。

安全で安心な「食」を求める動きの強まり

このように、私たちの「食」を取り巻く環境が変化し、様々な問題があるなかで、安全で安心な食が求められています。そのためには、行政や生産者の努力だけではなく、私たち一人一人が「食」を自らの問題として考え、食に関する正しい知識と判断力を身に付けることが必要であり、「食育」の推進がいっそう求められています。

3 地産地消の役割

地産地消運動に取り組むことにより、生産者と消費者との信頼関係が築かれるなかで、農産物の安全性を知ってもらい、安心感を育むことができるほか、地域経済の活性化や環境負荷の低減、地域の食文化の継承、食育の推進など、様々な効果が期待できます。

○安全・安心な農産物の消費者への提供

新鮮な農産物を消費者へ提供できるだけでなく、農産物の生産履歴などを消費者に提供することができ、食の安全・安心に関する信頼を得ることができます。

○顔の見え、信頼できる関係の構築

産地から消費までの距離が近くなることにより、生産者と直接話しができ、顔の見えるコミュニケーションをとおして、地元農産物への安心感や愛着心、生産者と消費者との信頼関係が築かれます。

○経済循環による地域活性化

地域内で生産・流通・消費といった経済の循環活動が行われることにより、地域内における食料自給率が向上するとともに、地域内の経済の活性化にもつながります。

○流通コストや石油エネルギーの低減

地域内で地元農産物が流通することで、他産地から輸送するためにかかっていたコストや石油エネルギーなどの環境への負荷、いわゆるフード・マイレージ（※）の低減も期待できます。

※フードマイレージとは・・・食料の輸送が環境に与える負荷の大きさを表す指標で、食料を運ぶ距離に食料の重量を掛け合わせたもの。単位はt・km（トン・キロメートル）で表します。

○地域に伝わる食材、食文化の継承

地域で昔から伝えられてきた伝統的な食材や食文化をあらためて見直すきっかけとなり、私たちの食や農に対する関心や理解が深まるとともに、地域の特色ある食文化の継承につながります。

○地域内交流による食育活動の推進

地域の食や農の資源を活かした多様な体験をとおして、農業や食に関わる人々への感謝の気持ちが育まれることや、米を主食とした日本型食生活が再評価されるなど、食育の推進が図られます。

第2章 地産地消についての本市の考え方

1 計画策定の趣旨

会津若松市地産地消運動推進事業は、本市農政の基本方針を定めた「会津若松市食料・農業・農村基本計画」（アグリわかまつ活性化プラン21）に基づき、誰もが参加でき、共通の目標に向かって地産地消を推進するための指針として、平成19年にあいづわかまつ地産地消推進プランを策定し、生産者、食品関連事業者、消費者など食に携わる全ての人々が、「食」を自らの問題として捉え、果たす役割を明確にしながらい体的に取り組んできました。

その結果、地産地消認識度の向上、協力店の増加、さらには生産者と加工業者の連携が図られ、加工品等の商品開発の拡大などの一定の成果が得られました。

しかし、一方では、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う原子力発電所事故により、農産物の安全性の確保や、いわゆる風評被害といった新たな課題への対応が必要になっているところでもあります。

このような中で、農業の再生と地域活性化を図っていくためには、地域内で地元農産物を消費する地産地消運動を推進していくことが必要であることから、福島県復興計画を踏まえた『第2次あいづわかまつ地産地消推進プラン』を策定するものです。

※ この推進計画における「地域」「地元」の表記について、取り組みの対象地域としては市内に限定されますが、農林産物の生産地としては、気候風土や伝統文化経済などにおいて地理的な結びつきが強い会津地方を意味するものとします。

2 計画の位置付け

この推進計画は、本市の農業・農村振興の基本方針である「会津若松市食料・農業・農村基本計画」（アグリわかまつ活性化プラン21）の「食料」分野における、地産地消運動の具体化に向けた施策の基本方向として位置付けるものです。

3 計画の対象期間

この推進計画は、平成28年度を目標年度とします。

4 地産地消の基本理念

本計画における地産地消は、地域の「農林業」や「食」という資源を有効的に活用し、地域に還元するという循環型経済の考え方に基づき、安全な食料の安定供給と地元農産物の消費拡大による農業・農村の振興と原子力災害からの復興を図ることを基本理念とします。

5 計画の基本目標

今までの実績を踏まえ、これからは、「地域をいつくしむ地産地消の推進」を基本目標として掲げます。この目標は、食に携わるすべての人が地域を思い、地産地消の必要性を理解するとともに、主体的に運動に参加し、相互に理解・協力し合いながらい体的に地産地消を進めるため、さらには、その取り組みの中で本市農業の復興を図るため掲げるものです。

6 推進体制

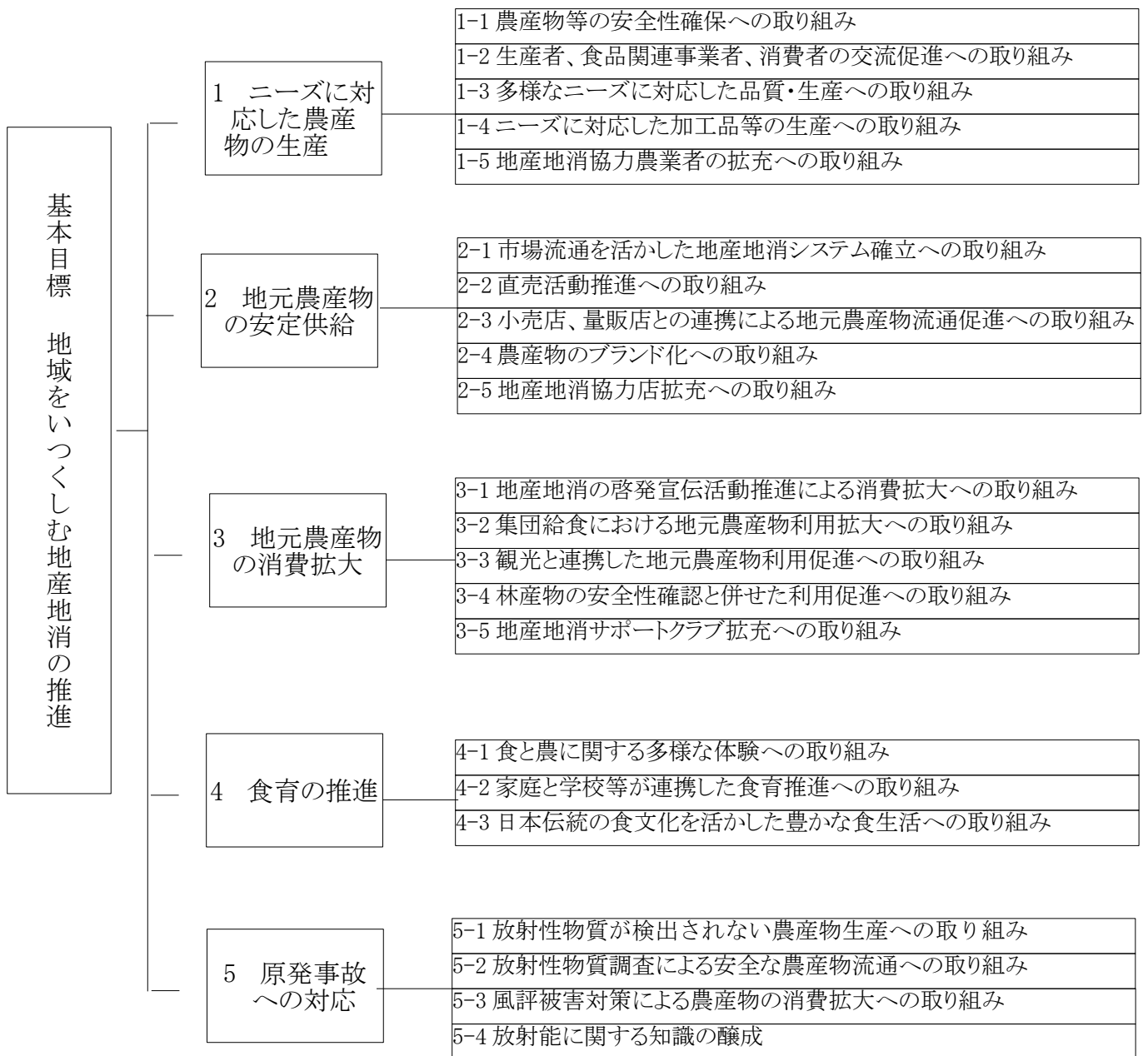
本計画の推進及び進行管理にあたっては、各種関係団体から構成される会津若松市地産地消推進協議会との連携のもと、横断的に取り組むものとします。

第3章

計画の構成

基本方針

重点施策



第4章 取り組みの基本方針と重点施策

地産地消運動の推進については、次の5つの柱を基本方針とし、各重点施策について、誰もが立場を問わず主体的に取り組むとともに、お互いに理解しあい連携した活動を行なっていきます。

1 ニーズに対応した農産物の生産

生産・流通に携わる人々の主体的な取り組みをとoshi、消費者との信頼や顔の見える関係を築けるよう、消費者のニーズに対応した農産物や加工品の生産を目指します。

1-1 農産物等の安全性確保への取り組み

消費者が安心して地元農産物を購入できるよう、生産段階における農薬・肥料の栽培基準を厳守するとともに、生産履歴など安全性に関する情報の積極的な開示・広報を進め、農産物の安全性の確保に努めます。

〈取り組み〉

- ・農薬、肥料の栽培基準の厳守
- ・生産履歴の記帳と開示
- ・各種研修会や情報発信による安全性確保への意識づけ

1-2 生産者、食品関連事業者、消費者の交流推進への取り組み

地産地消の推進にあたっては、消費者ニーズに対応した生産や、農産物に関する情報の提供が求められることから、生産者、食品関連事業者（※）、消費者が、情報やニーズを把握し、効果的な農産物の生産や地元農産物の地域内流通の推進を図るために、お互いの取り組みや考え方などを話し合い、理解する場をもつなどの交流を推進します。

〈取り組み〉

- ・消費ニーズの把握
- ・お互いの積極的な交流と情報交換
- ・ニーズに即した生産・流通への取り組み
- ・生産現場や生産過程の情報提供・情報公開

※ 食品関連事業者とは…①食品メーカーなどの食品の製造・加工業者、②百貨店、スーパー、コンビニエンスストア、八百屋などの食品の卸売・小売業者、③食堂、レストラン、ホテル、旅館、結婚式場などの飲食店および食事の提供を伴う事業者

1-3 多様なニーズに対応した品質・生産への取り組み

健全な土づくりや、化学肥料・化学農薬の使用をできるだけ抑えた農業など、長期的に環境にやさしい農業への取り組みや、適地適作といった無理のない栽培による、食味や栄養価の高い旬の農産物の生産に努めるとともに、消費者ニーズを踏まえた品質・生産への取り組みを進めます。

〈取り組み〉

- ・消費者ニーズに合わせた品種の選定
- ・安定生産へ向けた技術対策、生産体制の整備

- ・気象情報や技術対策等の情報発信、情報収集

1-4 ニーズに対応した加工品の生産等への取り組み

規格外農産物の有効活用を図るとともに、1次加工や冷凍加工、長期保存などによる地元農産物の通年利用を進めることで、加工品開発がしやすい環境をつくり、消費者ニーズに対応した付加価値や魅力のある加工品生産を推進します。

〈取り組み〉

- ・地元農産物の通年利用に向けた技術対策
- ・加工品開発等への支援
- ・ニーズに対応した加工品等の開発

1-5 地産地消協力農業者の拡充への取り組み

地産地消運動の推進に賛同し、安全で安心な地元農産物の生産に取り組む地産地消協力農業者（※）の活動の充実を図り、地元農産物の地域への提供を推進します。

〈取り組み〉

- ・協力農業者の取組み内容の充実
- ・協力農業者のPR及びその活動をとおした地元農産物のPR

※ 地産地消協力農業者とは・・・栽培品目ごとの肥料・農薬情報等を栽培計画書に明記し、安全・安心な農産物の生産に取り組むなど、地産地消運動に協力する市内の農業者

2 地元農産物の安定供給

消費者ニーズを的確に把握し、食品関連事業者との連携による流通の合理化により、流通量の拡大を推進し、地元農産物の安定供給を目指します。

2-1 市場流通を活かした地産地消システム確立への取り組み

卸売市場は、その集荷機能を活かし、生産と消費の幅広い情報とニーズの把握により、地産地消の推進に、大きな役割を有しているといえます。

卸売市場で生産履歴や生産者情報などを把握し、既存の流通体制に組み入れて、いわゆる“顔の見える形”を保ちながら流通できるシステムづくりを図るなど、市場を通した流通のメリットを活かした地産地消の推進と地元農産物の需要拡大に努めます。

〈取り組み〉

- ・卸売市場を活用した地元農産物の安定供給に向けた流通体制の確立
- ・市場業者との連携による地産地消の推進に向けた取り組み

2-2 直売活動推進への取り組み

直売所は、新鮮で安全な農産物が購入できるだけでなく、生産者と消費者との「顔の見える」交流や、地域農業の活性化など、多くの効果が期待されています。

今後は、直売連絡会議における研修会や情報交換とともに、食に関する様々な情報を積極的に発信する場として直売マニュアルの遵守による直売所の質の向上を図り、賑わいと魅力あ

る直売活動を展開し直売活動の推進を図ります。

〈取り組み〉

- ・直売における活動の充実
- ・直売マニュアルの周知と遵守
- ・直売団体の連携や各種情報交換

2-3 小売店、量販店との連携による地元農産物流通への取り組み

小売店や量販店は、消費者にとって最も身近に農産物を購入できる場であることから、その流通の中で地元農産物が安定的に供給されるよう、販売コーナーの設置などにより、地元農産物の流通拡大を推進します。

〈取り組み〉

- ・小売店、量販店と、生産者、流通業者との交流
- ・地元農産物取扱いコーナー等の拡充

2-4 農産物のブランド化への取り組み

会津ならではの農産物や加工品をブランドとして育成・確立していくために、ブランドに対する消費者の共感や信頼などの価値を高め、品質の向上を図るとともに、PRを行い、その推進につなげます。

〈取り組み〉

- ・産地呼称のついた農産物や加工品の生産
- ・地域内での統一した売り込み
- ・消費者へのPRによる認知度の向上

2-5 地産地消協力店拡充への取り組み

地産地消運動の推進に賛同し、地元農産物を積極的に利用・PRする地産地消協力店（※）の拡充を図るとともに、協力店一丸となった取り組みや、市ホームページ、イベントなどを通じた協力店のPRにより、地元農産物の更なる流通拡大を推進します。

〈取り組み〉

- ・地産地消協力店の登録店数の向上
- ・協力店の活動の充実
- ・協力店及び農産物のPR

※ 地産地消協力店とは・・・生産者や市場から地元農産物を仕入れ、地元農産物を積極的に利用・PRすることで、地産地消運動に協力する販売店・加工業者・飲食店・旅館・ホテル等

3 地元農産物の消費拡大

地元で採れる農林産物を知り、地産地消運動の意義や必要性についての認識を深めることで、家庭や集団給食施設、旅館・飲食店など、様々な場面での地元農林産物の利用拡大を目指します。

3-1 地産地消の啓発宣伝活動推進による消費拡大への取り組み

地元農林産物の消費を拡大するためには、地産地消運動の意義や必要性を理解し、様々な立場からの運動への参加・協力が大切であることから、市ホームページやパンフレット、イベント開催等を活用した情報発信や情報の共有、啓発宣伝活動により、地元農林産物のより一層の消費拡大を図ります。

〈取り組み〉

- ・それぞれの立場における主体的な活動
- ・立場を超えた連携した取り組み
- ・地産地消についての広報と情報発信

3-2 集団給食における地元農産物利用拡大への取り組み

現在行われている、集団給食施設における地元農産物の利用をさらに拡大するために、今後は、生産情報を活かした献立づくりなど、作る側と生産者側との調整・検討を進めるとともに、卸売市場機能等を活用した地元農産物の流通ルートについても検討し、地元農産物の利用が図られるよう推進します。

〈取り組み〉

- ・集団給食への地元農産物の提供
- ・卸売市場を活用した地元農産物の安定供給に向けた流通体制確立

3-3 観光と連携した地元農産物の利用拡大への取り組み

観光において、「食」は会津の地域性を主張する、非常に重要な要素であり、誘客を図る大切な要素の1つであることから、観光農業の推進や旅館・ホテル・飲食店における地産地消メニューの提供、生産者との連携や一次加工品の活用などにより、地元農産物の利用の拡大を目指します。

〈取り組み〉

- ・農産物に関する情報交換、マッチング
- ・地元農産物の利用拡大に向けた交流会
- ・地元農産物の旬に応じたメニューの提案

3-4 林産物の安全性確認と併せた利用拡大に向けた取り組み

木材などの林産物については、放射性物質による影響など、その安全性の確認を十分に行なったうえで、行政や森林組合、木材関係団体が連携し、情報の発信等を行いながら、市産材等の利活用を進めるとともに、林業体験会や交流会など、森林環境への理解を深める機会を通して、林産物の地産地消を推進します。

〈取り組み〉

- ・林産物の安全性確保、確認
- ・市産材等林産物の活用
- ・体験会や交流会など、森林への理解を深める機会の提供

3-5 地産地消サポートクラブ拡充への取り組み

消費者が、食を自らの問題としてとらえ、地域を想い、地産地消運動に主体的に参加できるよう、各種料理教室や交流会の開催、食の安全性に関する情報の提供など、地産地消サポートクラブ（※）活動の充実を図り、意識向上による地元農産物の更なる消費拡大を推進します。

〈取り組み〉

- ・地産地消サポートクラブ登録者数の向上
- ・食育ネットワーク等他の団体と連携した地産地消推進活動
- ・地元農産物に関する情報発信など「会津の食」に関する広報

※地産地消サポートクラブとは・・・会津の農業や食べ物等に興味や関心のある消費者の方で、サポートクラブに登録した方には、流通・加工施設や田んぼ、畑の見学会のほか、地元の農産物を使った料理教室等、地産地消に関する各種イベントの情報が提供されます。

4 食育の推進

私たちが生涯にわたって健全な身体を培い、食に対する感謝の気持ちや豊かな人間性を育むことができるよう、なお一層の食育の推進を目指します。

4-1 食と農に関する多様な体験への取り組み

食がどのように作られ、どのようにして食卓まで届くのかを理解し、農業や食に関わる人々への感謝の気持ちや、地域の食文化に関する理解を深める機会となるよう、地域にいきづく食や農の資源を活かした多種多様な体験の受け入れ体制を整備します。

〈取り組み〉

- ・多様な体験メニューの整備、情報発信
- ・体験への参加による相互のコミュニケーションの構築

4-2 家庭と学校等が連携した食育への取り組み

子どもたちが生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むためには、食育が大変重要な役割を担います。そのため、保育所・幼稚園・学校等における地元農産物の活用や生産者との交流、総合学習における農業体験、さらには家庭での食事習慣など1日の生活を通して食育の推進を図ります。

〈取り組み〉

- ・家庭や学校給食等における地元農産物の活用
- ・農業体験など、様々な機会を利用した農と食に関する学習活動
- ・家庭と学校が連携した食習慣や食事マナーなどの実践

4-3 日本伝統の食文化を活かした豊かな食生活への取り組み

日本では、その地で生産された農産物を、その地に合った食べ方をすることで、多くの伝統的な食文化を育んできました。簡単で便利な食事スタイルの普及により失われつつある、こうした伝統的な食材や料理を見直すことにより、地域に残る食文化や日本型食生活を次の世代に伝えていきます。

〈取り組み〉

- ・地域に伝わる伝統的な農産物や調理法の継承
- ・旅館、ホテル、飲食店が一体となった伝統的な料理の普及
- ・望ましい食習慣や食に関する知識の習得

5 原発事故への対応

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う原子力発電所事故により、放射能による食に対する不安が広がりました。

本市では地産地消推進プランの1つの柱として、食に携わる皆さんが安心して生産・消費できるよう原発事故への対応に取り組みます。なお、本計画の対象期間は平成28年度までとされていますが、原発事故への対応については、その必要性を勘案しながら、継続・終了を判断します。

5-1 放射性物質が検出されない農産物生産への取り組み

消費者が安心して地元農産物を購入できるよう、生産段階における放射性物質の吸収抑制対策につとめ、また生産段階における取り組みに基づく情報の積極的な開示・広報に努めます。

〈取り組み〉

- ・生産時の放射性物質吸収抑制対策
- ・安全性等の情報発信

5-2 放射性物質調査による安全な農産物流通への取り組み

地元農産物を安定供給するためには、その安全性が確認されていることが重要であることから、緊急時モニタリング検査等の科学的根拠に基づいた安全性の確認とその結果に関する情報発信を行ない、安全な農産物の流通に努めます。

〈取り組み〉

- ・農産物のモニタリング検査
- ・検査結果の公開、広報

5-3 風評被害対策による農産物の消費拡大への取り組み

放射性物質による農産物への影響が懸念されるなか、本市産農産物への風評被害を払拭するためには、まずその土地に住む人が地元の物を安心して食べることが重要であることから、地元における消費拡大による風評被害払拭に取り組みます。

〈取り組み〉

- ・農産物のPRを含めた安全性等情報発信と広報
- ・イベントの開催やイベントへの参加による協力

5-4 放射能に関する知識の醸成

放射能に対する知識の不足が農産物等への不安を生み、過度な忌避行為が風評被害へとつながる可能性があることから、生産者、消費者、食品関連事業者等立場を問わず放射能に対す

る知識を得ることができ、また情報共有を図ることができるよう取り組みます。

〈取り組み〉

- ・放射能に関する情報の公開、交換、収集

第5章 数値目標

※数値目標については市内のみを対象としています

1 地産地消の認識度の向上

地産地消の意味や必要性を理解し、運動に参加する人の増加を図るため、本計画においては、地産地消の認識度の向上を目指します。

| | | | |
|------------------------|------------|-------------|--|
| ○地産地消の意味・必要性を知っている人の割合 | | | |
| 平成19年度 | 現状（平成23年度） | 目標値（平成28年度） | |
| 61% | ⇒ 72% | ⇒ 90% | |

2 環境にやさしい農業の推進

健全な土づくりや、化学肥料・化学農薬の使用をできるだけ抑えた農業など、長期的に環境にやさしい農業への取り組みをすすめるために、本計画においては、環境にやさしい農業への取り組み面積の増加を目指します。

| | | | |
|---------|--------|------------|-------------|
| | 平成19年度 | 現状（平成23年度） | 目標値（平成28年度） |
| ○有機栽培面積 | 18 ha | ⇒ 32 ha | ⇒ 50 ha |
| ○特別栽培面積 | 381 ha | ⇒ 403 ha | ⇒ 1,000 ha |

3 地産地消協力者数の増加

食に携わる全ての人が、協力し合いながら一体的な参加促進を図るため、本計画においては、地産地消協力農業者及び協力店、サポートクラブへの登録数の増加を目指します。

| | | | |
|--------------|--------|------------|-------------|
| | 平成19年度 | 現状（平成23年度） | 目標値（平成28年度） |
| ○地産地消協力農業者 | 82 | ⇒ 75 | ⇒ 100 |
| ○地産地消協力店 | 60 | ⇒ 138 | ⇒ 180 |
| ○地産地消サポートクラブ | 195 | ⇒ 242 | ⇒ 270 |

4 直売所の設置推進

直売所は、地元農産物の消費拡大につながる有効な販路であるとともに、生産者と消費者との「顔の見える」交流など、食に関する様々な情報の発信の場であることから、本計画においては、直売所の設置数の増加を目指します。

| | | | |
|----------|------------|-------------|--|
| ○直売所の設置数 | | | |
| 平成19年度 | 現状（平成23年度） | 目標値（平成28年度） | |
| 19 | ⇒ 20 | ⇒ 25 | |

5 学校給食における食材利用の推進

学校給食における地元農産物の利用を更に推進するため、本計画においては、利用割合の目標値の増加を目指します。

| | | |
|---------------------------------|------------|-------------|
| ○市内小・中学校給食における地元農産物の利用割合（重量ベース） | | |
| ※調査品目は米、主な野菜・果物、きのこ類とする | | |
| 平成19年度 | 現状（平成22年度） | 目標値（平成28年度） |
| 51% | ⇒ 48.9% | ⇒ 55% |

6 農林業体験交流人口の増加

地域の資源を活かした多様な農林業体験を通して、子どもや消費者の、食や農林業に関する理解を深める機会となるよう、本計画においては、多様な体験の交流人口の増加を目指します。

| | | |
|------------|------------|-------------|
| ○農林業体験交流人口 | | |
| 平成19年度 | 現状（平成23年度） | 目標値（平成28年度） |
| 2,245人 | ⇒ 3,816人 | ⇒ 8,000人 |